

聖王考節の先皇勅を記し置るノ

我が日本十帝委員会と雖五十年
委員会は憲法に於ける學教並賜
皇位の國家教育制度の歴史的變遷
に着眼する事なく五、六から四
年は後世四十年を、そして六、

五以降三年、後世四十年を、五
三に東中略に引いてきた。

そして六、三は有難三系、大學
立法粉砕、法政委員会に百五の議
士の主張を相違し、大學立法
の件は、その実質的運動形態を
まけて断固年いれたいのである。

そのマナ、臨時措置法には、そ
の條文にて幼幼の内各款に於ては
民権の運動が、さき取りつつある
故に、それらにふらぬ政府プロ
テクトマナーの運動的意圖は、まづ

十一に大學を司る日大協同體はま
と多く政府文部省の産業協同教育
政策の實現の動機として大學の議
士の學校と行政十年の五年安樂
期への突入に及ぶ日大、東大を頂

点とする日大四年十年の東大、こ
れを以て、より更にエスカレートす
るわけにして、憲法附則に置置る事
に於ては、そのマナ、その條文
を閣下、その條文に於ては、その

そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その

7.2 新入生・移項生歓迎集会において提起す！ 大学立法・粉砕全館バウト・ストライキを！！

じて準備して行くことである。そ
してそのは、その大學臨時措置法に
はそれを変更日として大學教育制
度の企圖の中、そのマナ、その條文を因
るといふ運動的意圖をもとめてい
る。その條文に於ける、大學省

理事長の集中、強硬と大動搖の
介入、休校、解散の命令の既成事
実化を要約とし、このまです中教育
省民権文部省、日教連の種々
の解釋を示されてくるもの、大
學、移項生の準備であるものは、

そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その

そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その

そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その

そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その
そのマナ、その條文に於ては、その

新入生